

令和4年度 第4回定例理事会議事録 (zoom)

1. 招集年月日 令和4年12月13日(火)
2. 開催日時 令和5年1月20日(金)午後2時00分から
3. 開催場所 Zoom及び東北遊商事務局会議室ほか
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法  
理事の数 12名 内出席理事 11名  
監事の数 2名 内出席監事 2名
5. 出席理事の氏名  
桜井 真 田苗幸治 永山恵治 柏木信耶 兒玉直樹 中嶋 環  
柳 漢成 杉本信夫 山内清司 柳 成浩 高橋 聡
6. 出席監事の氏名  
門田祐也 柳 成徳
7. 議長の氏名  
副理事長 桜井 真
8. 理事会の成立  
理事12名中11名出席により成立(理事会規程第3条第2項(「理事現員数の過半数が出席」))
9. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名  
該当なし
10. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益(11月及び12月分)に関する件<報告事項>

1 11月分

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

11月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,440	1,341	3,781	3,578	3,596	7,174
前年同月	3,070	840	3,910	5,057	1,296	6,353
増 減 率	-20.5%	59.6%	-3.3%	-29.2%	177.5%	12.9%
年度累積	21,017	12,103	33,120	30,374	27,298	57,672
前年同期累積	25,450	5,753	31,203	37,563	10,643	48,206
増 減 率	-17.4%	110.4%	6.1%	-19.1%	156.5%	19.6%

(2) 経営状況

○ 11月単月の営業損益

a営業損益					
売上総利益	13,270,598	販売費及び一般管理費	11,242,601		2,027,997
前年同月	13,789,641		10,863,100		2,926,541
差 し 引 き	-519,043		379,501		-898,544
増 減 率	-3.8%		3.5%		-30.7%

<b>b営業外損益等</b>				
営業外収益	11,600	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	11,600
<b>当月純利益(a+b)</b>	13,282,198	-	11,242,601	2,039,597
			前年同月	3,318,304
			差し引き	-1,278,707
			増減率	-38.5%

○ 11月末現在の当期純利益(累計)

<b>a営業損益</b>				
売上総利益	121,152,683			
		販売費及び一般管理費	91,333,354	29,819,329
前年同月	115,316,352		85,320,659	29,995,693
差し引き	5,836,331		6,012,695	-176,364
増減率	5.1%		7.0%	-0.6%
<b>b営業外損益等</b>				
営業外収益	13,160,648	営業外費用	0	
	0	特別損失	31,550,000	
貸倒引当金戻入	0	法人税、住民税及び事業税	150	
	0		0	-18,389,502
<b>当期純利益(a+b)</b>	134,313,331	-	122,883,504	11,429,827
			前年同月	35,465,614
			差し引き	-24,035,787
			増減率	-67.8%

## 2 12月分

### (1) 検定書類、確認証紙の発給状況

12月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,101	382	2,483	2,948	624	3,572
前年同月	4,568	1,695	6,263	7,646	3,572	11,218
増 減 率	-54.0%	-77.5%	-60.4%	-61.4%	-82.5%	-68.2%
年度累積	23,118	12,485	35,603	33,322	27,922	61,244
前年同期累積	30,018	7,448	37,466	45,209	14,215	59,424
増 減 率	-23.0%	67.6%	-5.0%	-26.3%	96.4%	3.1%

### (2) 経営状況

○ 12月単月の営業損益

<b>a営業損益</b>				
売上総利益	8,597,309			
		販売費及び一般管理費	20,291,302	-11,693,993
前年同月	22,920,823		14,353,858	8,566,965
差し引き	-14,323,514		5,937,444	-20,260,958
増 減 率	-62.5%		41.4%	36.5%
<b>b営業外損益等</b>				
営業外収益	308,600	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	24,000	
		法人税、住民税、事業税	0	284,600
<b>当月純利益(a+b)</b>	8,905,909	-	20,315,302	-11,409,393
			前年同月	-11,790,419
			差し引き	381,026
			増 減 率	-3.2%

○ 12月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	129,749,992			
		販売費及び一般管理費	111,624,656	18,125,336
前年同月	138,237,275		99,674,517	38,562,758
差し引き	-8,487,283		11,950,139	-20,437,422
増減率	-6.1%		12.0%	-53.0%
b営業外損益等				
営業外収益	13,469,248		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	31,574,000	
	0	法人税、住民税及び事業税	150	
	0		0	-18,104,902
当期純利益(a+b)				
	143,219,240	-	143,198,806	20,434
			前年同月	17,932,746
			差し引き	-17,912,312
			増減率	-99.9%

## 第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

### 1 12月13日開催、全商協・2022年度第5回定例理事会結果

柏木常務理事から、次のとおり報告があった。

#### (1) 第146回中古機流通協議会の報告について

佐々木専務理事から、11月8日開催の中古機流通協議会結果について次のとおり報告があった。

中古機流通に係わる要綱及び要領の改正を協議し、パチンコと回胴式遊技機の点検確認受渡書を、現行機とスマート遊技機の両方で使用できる様式への改正を行った。

また、「中古機流通健全化要綱」の改正として、新たに第13条に全商協並びに回胴遊商での講習等に関する事、第14条に製造業者からの最新情報の提供に関する事を追加しました。これに伴い条文の繰り下げが発生したことにより、「中古遊技機取扱業務実施要領」並びに「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」も改正を行っている。施行日は12月1日からとなり、11月14日付けで全商協から各地区遊商へ文書にて案内している。

協議会の報告は以上となりますが、「中古遊技機流通健全化要綱」が改正されたことにより、条文の番号繰り下げが発生したため、「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」を改正する必要がある。変更箇所は新旧対照表のとおりであるが、規約の施行日について、ご審議願います。

なお、規約は本来、総会での決議事項となりますが、全商協定款第6条(規約)第3項に記載されている規約の変更のうち軽微な事項として扱い、理事会での承認事項で問題ないことを、全国中小企業団体中央会の担当者へ確認済みである。

中村議長 この全商協規約の一部改正は、中古機流通協議会にて確認をしなくても問題ないのかお聞きしたい。

佐々木専務理事 中古機流通協議会で確認する必要はなく、本日の理事会での審議事項となる。

中村議長 全商協規約の一部改正について審議したい。また施行日については、本日付で問題ないか併せて確認をしたい。

中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約の改正について

改正後	現 行
<p>(確認証紙の交付)</p> <p>第 11 条 全商協は地区遊商に対して、要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき発行する確認証紙を同条第 2 項の目的のために中古遊技機流通事業者に交付する業務を委任し、地区遊商は中古遊技機流通事業者の申請に応じこれを交付する。</p> <p>(略)</p> <p>(書類の管理、発給等)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>5 地区遊商は、要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、申請された書類の申請内容が適正であることを確認し、適正であると判断した場合、営業所による営業許可又は変更承認の申請書に添付する書類を不正なものとして区別するため全商協が指定する表紙を付して中古機流通協議会印を打刻し、(打刻とは、要綱第 15 条第 1 項に定める書類を全商協が指定する表紙で綴じた書類に中古機流通協議会所定の穿孔印を穿孔することをいう。) 中古遊技機流通事業者に発給する。</p> <p>但し、中古遊技機の設置先営業所が他の地区遊商の管内に所在するときは、当該地区遊商に打刻を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和 4 年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(確認証紙の交付)</p> <p>第 11 条 全商協は地区遊商に対して、要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき発行する確認証紙を同条第 2 項の目的のために中古遊技機流通事業者に交付する業務を委任し、地区遊商は中古遊技機流通事業者の申請に応じこれを交付する。</p> <p>(略)</p> <p>(書類の管理、発給等)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>5 地区遊商は、要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、申請された書類の申請内容が適正であることを確認し、適正であると判断した場合、営業所による営業許可又は変更承認の申請書に添付する書類を不正なものとして区別するため全商協が指定する表紙を付して中古機流通協議会印を打刻し、(打刻とは、要綱第 13 条第 1 項に定める書類を全商協が指定する表紙で綴じた書類に中古機流通協議会所定の穿孔印を穿孔することをいう。) 中古遊技機流通事業者に発給する。</p> <p>但し、中古遊技機の設置先営業所が他の地区遊商の管内に所在するときは、当該地区遊商に打刻を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。</p>

◎ 中村議長が、中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約の一部改正について審議したところ、全理事異議なく承認された。また施行日については、2022 年 12 月 13 日付とすることで決定した。

(2) 各委員会からの報告について

ア 機械流通委員会に関する報告について

佐々木専務理事から、11 月 4 日及び 11 月 29 日開催の機械流通委員会結果について次のとおり報告があった。

最初に、来季の取扱主任者講習会について、実技講習に関しては、警察庁は、講習内容について問題視していないため、現行レベルの実技講習を各地区で引き続き行っていく予定である。座学講習である業界の歴史、保証書の重要性等に関する教材に関して、遊技機技能研修センターに資料の提供を求める予定であるが、研修センターから資料が提供されないようであれば、機械流通委員会で作成を行うことを検討している。

続いて、コンプリート機能搭載機では、『中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書』をホールから受領することになる。運用は、『組合員とホール店舗の間で中古申請の際、最初に1回限りホール店舗と組合員間で承諾書を結び、その原本を相互に保管しあい、中古申請の際に都度承諾書を結び合う必要はない。また、中古申請の際に、保管している承諾書原本の写しは必要なく、問題があった場合には、組合員に原本の提出を求めます』と回胴遊商と同様の運用で開始し、より良い方法があれば、今後、回胴遊商と協議していく予定である。

続いて、認定機枠の中古遊技機での再利用に関して、別添資料「認定機枠の中古遊技機で利用する際の運用方法について」の内容を進めていくことが確認され、また、運用開始日は、2023年1月5日の組合申請分から開始することで意見がまとまった。なお、ホールへの周知は、中古機流通協議会での協議事項でないため、全商協からホール4団体への文書での案内は行わず、販社からホール営業所に個別で説明し対応することで委員会として確認された。認定機枠の中古遊技機での再利用に関して、以上の内容で問題がないか、ご審議いただきたい。

## ◎認定機枠を中古遊技機で利用する際の運用方法について

認定機枠を中古遊技機で利用することが可能になり、運用方法について以下のとおり行うこととする。

### 1) 組合への申請時に必要となる書類について

認定機枠を中古遊技機の移動申請に利用する場合、現在の中古遊技機の移動申請で必要な書類に加えて、認定機枠の製造番号を確認するために、以下の書類を追加で添付し、組合に申請する。

- ・ 認定機が移動していない場合は、『認定通知書の写し』を添付する。
- ・ 認定機が移動している場合は、現在の設置場所が分かる『認定遊技機移動報告書』を添付する。移動報告書がある場合、『認定通知書の写し』は不要とする。

なお、書類に不備があった際は再申請となるため、特に、認定機が移動している場合、『認定遊技機移動報告書』が事前に組合へ報告されているかをホール営業所に確認しておく。

### 【注意事項】

- ・ 『撤去遊技機明細書（副）の写し』は、設置中の認定機枠を使用する場合、明細書が作成されないため不要である。
- ・ 認定機枠だけの場合でも、枠だけの中古遊技機確認書が申請書類として必要となる。確認項目『a. 上記の遊技機は全て認定申請手続きをしていない検定機であることを確認した』については、○印の有無は問わない。
- ・ 機歴管理の煩雑化を防止するため、認定機枠をそのまま認定申請へ再利用することは認めない。ただし、一度、中古機に戻された認定機枠を、認定申請に利用することは問題ないものとする。

### 2) 認定機枠に貼付されている『確認証紙（認定申請用）』の扱いについて

認定機枠に貼付されている『確認証紙（認定申請用）』は、組合員販社が証紙を剥離し、組合員の事業所に於いて責任を持って処分する。その上で、『確認証紙（中古用）』を組合員販社が貼付し、中古機枠として再利用する。

以上

以上のとおり、認定機枠を中古遊技機で利用する際の運用方法の件に関して、本日の理事会で上程する予定であったが、事前に日工組と全商協執行部会への確認不足があった。また、運用方法は、中古機流通協議会で決められたルールの中で運用が行われているため、本日お示しした運用方法について、次回、1月26日に開催する中古機流通協議会で全商協から説明を行い、構成団体の承認を得た後、改めて全商協の理事会に上程したい。本日は内容のみご承知いただければ幸

いである。

高橋副会長 研修センターによる講習について、警察庁は実技講習の内容に関して問題視していないとの報告を受けた。今後、座学を全国で統一するという形で捉えて問題ないか確認したい。

中村議長 先般 11 月 17 日に警察庁の坂ノ上課長補佐と朝妻係長をお招きして、中古機流通の流れの説明会を実施した。十分にここまでやっていただいていると、ご納得してお帰りになった。我々は粛々と進めていきたいと思う。講師をさらに増やし勉強していただき、各地域が活性化するように動いていく必要がある。

今後、講師の運用方法は、相談していく必要があるし、違う地域に赴き講義を行う等、これから皆さんと相談しながらアイデアを出して、全国统一した講習という方向に、警察庁からの要望通りにいけると思っている。今期は各地区遊商で講習会を行っているが、東遊商は来年 2 月までかかる。来期に向けて講師をどのように使うかという話をしていきたいので、それまでに皆さんとアイデアを出し合って進めていきたい。

警察庁には、9 月 27 日と 28 日に行われた指導員養成研修会の様子も、映像でご覧いただいている。内容も説明して、点検確認も実際にご覧いただき、パチンコ機も手で持ってもらった。また、書類作成の状況や、事務局のバックヤードも確認していただいた。我々がここまでの作業を行っているということを十分にご納得していただきお帰りになった。

山名副会長 各地区遊商で実技講習会を行う際のパチンコ機の機種は、警察庁から技術が認められているのであれば、統一せずに実技講習を行って問題ないか確認したい。

中村議長 問題ないと思う。中古機流通は一機種だけでなく全機種扱うため、全機種に対応できた方が望ましい。

山名副会長 承知した。

#### イ 社会貢献委員会に関する報告について

八坂理事から、オレンジリボン運動に関し、次のとおり報告があった。

11 月 27 日にオレンジリボン運動の「市民集会」が開催され、会場の『銀座ブロッサム』からは、中村会長並びに東遊商の役員と社会貢献委員の方々、約 40 名が参加し、また、その他の地区遊商は Web にて参加をした。

第 1 部では、2021 年の 1 年間に虐待死で亡くなった児童の状況が報告され、黙祷を捧げたのち、サクソ奏者の小林洋平氏による鎮魂の演奏があった。

第 2 部では、一般社団法人ゆめさぼの代表理事、田中氏による講演とトークセッションがあり、児童養護施設での生活が成長過程に大きな影響を与えてくれたことが語られ、各自治体や児童養護施設の取組は、地域で子供を育てることに繋り、足

りない部分が補える。その地域を増やして、虐待が少しでも減らせる社会にしていきたいとお話があった。

講演の最後に、理事の黒田邦夫氏より「約 50 年間の活動をしてきたが、今まで目に見える成果は分かりづらいこともあった。しかし、今年はパチンコ屋さんの駐車場における子供の死亡事例が、全商協や回胴遊商の販社の方々の取り組みによりゼロになった。今、変化が起きているので、活動を継続して、児童虐待のない社会を作っていきたい」と発言があった。

最後にコロナ禍により中止していた、第 3 部の「鎮魂の行進」が 3 年ぶりに行われ、会場参加者約 200 名が日比谷公園まで行進し、児童虐待を無くすオレンジリボン活動への協力を一般市民の方々へ訴え、終了となった。

なお、今回も各地区遊商へご協力いただき、オレンジリボン支援グッズを、合計で 102 万 5,280 円分購入いただいた。委員の皆様へはご協力頂き感謝申し上げます。

中村議長 理事の黒田さんから、『全商協』と『回胴遊商』の販社の取り組みによりとの報告があったが、当日、実際の発言では『全商協』の方々という発言であった。しかし、回胴遊商もホール駐車場の巡回活動を行っているので、業界誌に報告する上で、回胴遊商も一緒に活動していることを伝えた方が良いと思い、このような報告になった。事前に黒田さんにもお伝えし、一般市民の前で、ホール駐車場では事故が起きなかったことを強調して発言いただいた。目に見えた成果として、我々も行動した甲斐があった。引き続き皆様のご協力もお願いしたい。

#### (3) 10 月、11 月の会計報告について

事務局から次のとおり報告があった。

最初に 10 月分の会計報告をする。数値の百円単位以下は省略する。

10 月は収益合計が 2,628 万 5,000 円、費用合計が 1,080 万 5,000 円となり、差引利益は 1,548 万円の利益となる。確認証紙の発給は、中古用が 4 万 1,672 枚、認定用が 4 万 1,414 枚で合計 8 万 3,086 枚となる。10 月で上半期が終了となり、固定資産の減価償却費を半期分計上した。

次に、11 月について、収益合計は 2,445 万円 6,000 円、費用合計が 786 万 1,000 円となり、差引利益は 1,659 万 5,000 円となる。確認証紙の発給は、中古用が 4 万 4,520 枚、認定用が 3 万 2,416 枚で合計 7 万 6,936 枚となる。11 月を終えて、2022 年度の実績は、差引利益が 7,500 万 6,000 円となっている。

#### (4) 当面の諸問題について

ア 日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせについて

佐々木専務理事から 11 月 29 日開催の日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせについて、次のとおり報告があった。

スマパチの中古移動に関しては、前回の打ち合わせより進捗はなかった。



また、11月より先行導入されているスマスロに関して、日工組より認証協のユニットで一部問題は起きているが、大きな問題は発生していないと報告があった。

続いて、同日16時30分より、日工組にてスマパチの実機を用いた説明会があり、機械流通委員会の委員16名で参加した。実際に実機を見るまで、見えない部分があり心配事もあったが、今回の説明会により、通電した状態でユニットに接続しないと点検確認が行えない事項は、発射装置と払い出しの確認の2点があった。それ以外の点検確認項目は、現状のパチンコ機と同じ点検確認業務ができる事も確認が取れた。

#### イ 遊技機流通制度連絡会の報告について

佐々木専務理事から11月14日開催の遊技機流通制度連絡会結果について、次のとおり報告があった。

今回より、MIRAI並びに余暇進がオブザーバー参加することになった。

最初に、定例の報告として、日工組と日電協より、流通制度の運用状況の報告があった。また、今回の会議では、各団体より、その他の報告等はなかった。

警察庁の総括として、坂ノ上課長補佐より「11月21日からスマスロが導入され、導入の前日には相当数の設置工事等が見込まれるため、設置台数が増えても作業が粗雑にならないようしっかり対応をお願いします」と発言があった。

また、朝妻係長より「今後、スマート遊技機が導入されることにより、新たな特定部品が出てくるが、間違い等が起こらないように対応をお願いします」と発言があった。

最後に、星野副座長より「過去、CR機を初めてホールへ導入した際、どのようなトラブルが発生したのか、記録が全く存在しない。今回、スマート遊技機を導入したことにより発生したトラブルについては、各団体においてもエビデンスとして蓄積し、次世代に残し、今後活かしていきたい」と発言があった。

#### ウ (一社)遊技産業健全化推進機構の臨時社員総会の報告について

11月2日開催の遊技産業健全化推進機構臨時総会結果については、資料のとおりである。

## 【資料 No. 4-3】

### 遊技産業健全化推進機構 臨時社員総会 報告資料

11月2日に推進機構の臨時社員総会が開催されましたので、主な点を報告します。

最初に決議事項として、2022年度の社員経費負担について、3月9日に開催した臨時社員総会で全機連側の金額は確定をしていましたが、ホール4団体についても金額が確定となり、最終的な金額は2億8,351万9,264円となったと説明がありました。

なお、来年度、2023年度の事業予算は、業務上で削減可能なものを減らすことで、3億円を切る予算を検討していると補足説明がありました。

以上の報告の後、社員団体へ諮り異議なく承認されました。

次に報告事項として、2022年度上半期の立入検査の実施について、1,025店舗のホールで立入検査を行い、検査した遊技機と計数機の数は合計で6,977台となったと報告がありました。

また、誓約書提出ホール数の減少に歯止めがかからず、上半期だけで390店舗減少となり、廃業が増えている。下半期に入った10月においても48店舗減少しており、機構が調査を開始した2007年4月以降、2022年9月までで6,025店舗減少していると補足説明がありました。

なお、上半期の異常事案確認件数は5件あり、回胴式のホッパーの部品取りの案件が多かったとのことです。

次に、2022年度上半期の依存防止対策調査の結果について、749店舗で依存防止対策の調査を実施し、『安心パチンコ・パチスロアドバイザーの在籍』や『のめりこみ防止標語の使用等』の項目で平均値が下がっている傾向にあり、『子供の事故防止、子連れでの入場禁止告知物の掲示』の項目で平均値が上がったと報告がありました。

最後に、五木田代表理事より「推進機構の予算徴収に応じない非組合員ホールが出ており、不公平が生じているため、公平を期すために特別委員会を設置する。委員会のメンバーは、五木田代表理事、森末副代表理事、羽賀専務理事、伊勢崎理事、と業界から選出された4名の理事の合計8名となる」との報告がありました。

エ 日遊協の定例理事会の報告について

畠山副会長から11月18日開催の日遊協定例理事会結果は、次のとおりであった。

最初に、日遊協主体で検討を進めていた、新・遊技産業レポート案について説明があり、概算費用は140万円(税別)を見込んでおり、今までの21世紀会の費

用分担の前例にならい依存対策費の分担割合で、日遊協から提案が行えるように考えていると説明があった。

次に加盟団体会議について報告があり、その中で、取扱主任者講習・試験のカリキュラム及びオンライン化の検討に関して、ホール減少に伴い、取扱主任者も著しい減少が考えられることから、会場にかかるコストの見直しを図るために、オンライン化の検討を行うと報告があった。

次に中古機流通協議会の審議状況について報告があり、中村会長から「中古遊技機流通健全化要綱と要領の改正に伴い、全商協と回胴遊商に所属する取扱主任者に関連して、警察庁からご指導をいただいた。技能を伴った取扱主任者という括りの中で、今後、全商協は講師を養成した上で、全国で公平公正な講習会を開催していくこととしている」と報告があった。

また、先程も報告のあったとおり、中村会長から「11月17日に、警察庁の坂ノ上課長補佐と朝妻係長を東遊商の会議室にお招きし、実際の指導員研修会の様子を動画にてご視聴いただいた。その後、中古流通等の流れを実際に体験していただき、セキュリティーの担保を、これだけ行っているということをご確認いただいた。大変ご満足してお帰りになった」と報告があった。

中村議長 報告の中で取扱主任者の減少について、販社の取扱主任者よりも、ホールの取扱主任者の減少が顕著に表れているとのことであり、ホール取扱主任者の更新が激減することが考えられている。主任者試験は日遊協の財政の中で大きな収入源となっているため、経費削減を考えたところ、オンライン化を進めてはどうかと提案があった。

この件については、当然のことながら全商協と回胴遊商に相談をしながら、進めていく事になっている。やり方や方法については相談が来ることになっており、日遊協からも、今後相談に乗っていただきたいと言われている。

一度、日遊協の御手洗専務理事と山本局長とでお話をして、今後、全商協としてどのような協力をしていくのか考えていく中で、我々は取扱主任者という資格があつて始めて業務が行えるという部分が大きい。現状では、例えば東京での試験に落ちた場合、北海道の試験を受けに行く等、同様な事例が色々な地域であった。このようことを解消するような方法も一緒に考えていただきたいとのお願いもしている。

経費削減という事であれば、我々受ける側の経費削減も一緒に考えてはどうかとお話をしている。来年度に入る前までに、ある程度の大筋が固まればとのことである。何回か交渉しながらやっていきたい。

本来、日遊協に流通制度委員会があり、その場にて協議する内容であるが、全く機能しなくなってしまったので、御手洗専務理事と山本局長が検討している状況にある。

受講料を上げるとなると、我々への負担がとても大きいので、受講料を上げずに、そのままできる方法を考えてほしいとお願いをしている。我々の意見も組み入れてもらうようにお話をしているので、この件について、アイデアがあれば出していただき、お話をしていきたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

#### オ その他

中村議長 新年 1 月 30 日に予定している日工組役員・監事と全商協役員・監事との合同新年祝賀会について、日工組より現時点では立食ビュッフェ形式でお願いしたいと要望があった。新型コロナウイルス感染拡大の状況により変更となる可能性もあるが、各理事においてもご承知置きをお願いする。

※ 以上の議事進行の後、東遊商の島田局長より、東遊商で開発を進めているシステムの説明が 15 分程度行われた。

- 2 11 月 29 日開催、全商協・2022 年度第 5 回機械流通委員会 (zoom)  
柳機械流通委員会副委員長から、次の 12 月 7 日及び令和 5 年 1 月 19 日開催、東北遊商・第 8 回及び第 9 回機械流通委員会結果と重複することから、その中で説明する旨の報告があった。
- 3 12 月 7 日及び令和 5 年 1 月 19 日開催、東北遊商・第 8 回及び第 9 回機械流通委員会結果  
柳機械流通委員会副委員長から、各委員会結果の報告があった。  
(ホームページ掲載につき省略。)
- 4 11 月 24 日開催、東北遊商・第 3 回社会貢献委員会結果  
杉本社会貢献委員会委員長から、委員会結果の報告があった。  
(ホームページ掲載につき省略。)

#### 第 3 号議案 令和 5 年度通常総会開催概要等に関する件<審議事項>

事務局から、令和 5 年度通常総会の会場等について、ホテルモントレ仙台及びホテルニュー水戸屋を仮予約している旨、報告していたが、今般、令和 3 年度通常総会会場の仙台国際ホテルでも開催可能なことが判明し、仮予約したことが報告され、会場の選定方針、懇親会の有無が諮られた。

審議の結果、懇親会は開催しないこと、今後、懇親会なしでのホテルニュー水戸屋の会場費と仙台国際ホテルの会場費を比較等し、次回の理事会で決定することが了承された。

#### 第 4 号議案 役員選挙日程等に関する件<報告事項>

事務局から、令和5年度通常総会開催日5月26日(金)に基づく役員改選に伴う各種日程案について、役員改選に伴う選挙管理委員の選任は、次回3月の定例理事会時での選任が適当ではないかなどの説明があった。

#### 第5号議案 児童養護施設に対する寄付に関する件<審議事項>

杉本理事(社会貢献委員会委員長)から、今年度の東北6県児童養護施設に対する寄付額等について付議され、協議した結果、事務局からの経営状況を踏まえ、寄付金額については、予算どおりではなく、今後の収益状況も見ながら半分程度とするなどして今年度も実施するものとし、この金額等については、社会貢献委員会に一任し、2月の社会貢献委員会で決めることが了承された。

#### 第6号議案 警察関係公益法人に対する寄付に関する件<審議事項>

事務局から、警察関係公益法人3団体(みやぎ被害者支援センター、宮城県防犯協会連合会、宮城県暴力団追放推進センター)に対する寄付について、贈呈式の日程の関係で、既に例年同様1団体10万円として通知したが、この金額について付議され、その結果、本年度も例年同様1団体10万円で3法人、計30万円の寄付金が了承された。また、贈呈式は1月24日(火)午後2時からとし、コロナ禍を考慮し、相手方3名と高橋理事長のみの対応とすることが説明され、異議なく了承された。

#### 第7号議案 その他

##### 1 山形県遊技業協同組合新年会への出席について<報告事項>

事務局から、山形県遊技業協同組合新年会が、本年2月8日(水)午後5時30分から、山形市「パレスグランデール」において開催される旨の案内があり、当組合から桜井副理事長と柏木常務理事が出席することが報告された。

##### 2 福島県遊技業協同組合連合会新春祝賀会への出席について<報告事項>

事務局から、福島県遊技業協同組合連合会新春祝賀会が、本年2月9日(木)午後6時から、福島市「ホテル福島グリーンパレス」において開催され、1団体1名の出席案内があり、当組合から高橋理事長が出席することが報告された。

##### 3 商社部会研修開催について<報告事項>

事務局から、本年3月17日、18日に商社部会の研修及び移動部会の開催報告があり、部会活動費1社10万円で4社、計40万円の部会活動費補助申請がある旨報告があり、異議なく了承された。

##### 4 新顧問の雇用について<報告事項>

事務局から、新年度からの新たな顧問採用予定者の雇用手続き等について

説明があり、同採用予定者の面談を本年 2 月 15 日(水)午後 2 時から、組合事務局において理事長等五役で行うことが決定された。

5 次回理事会の開催日について<審議事項>

令和 5 年 3 月 17 日(金)とする。

以上をもって、午後 3 時 30 分終了した。